

連邦地方裁判所  
ニューヨーク州南部地区

アラスカ・エレクトリカル・ペンション・ファンド  
他

原告

対

バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ他

被告

主要訴訟番号：14-cv-7126 (JMF)

集団訴訟  
和解案公示

**貴殿が2006年1月1日から2014年1月31日までにISDAFIX関連金融商品の取引を実行した場合、  
貴殿は本集団訴訟の和解の影響を受けるかもしれません。**

この和解の目的において「ISDAFIX関連金融商品」とは、(1) 米ドル建または米ドル金利に関連するスワップ、スワップスプレッド、スワップ先物、バリエーションスワップ、ポラティリティスワップ、レンジアクルーアルスワップ、コンスタントマチュリティスワップ、コンスタントマチュリティスワップオプション、デジタルオプション、現金決済のスワップション、現物決済のスワップション、スワップ債先物、現金決済のスワップ先物、スティープナー、フラットナー、インバースフローター、スノーボール、金利連動型ストラクチャー債、ならびにデジタルおよびコール可能レンジアクルーアル債を含むがこれらに限定されないあらゆる金利デリバティブ、および(2) ISDAFIXベンチマークレートが参照される金融商品、商品または取引、およびISDAFIXベンチマークレートの決定または算定に関連する金融商品、商品または取引を含むがこれらに限定されない、何らかの方法で米ドルISDAFIXベンチマークレートに関連する金融商品、商品または取引をいいます。

本公示は、連邦裁判所が承認したものです。これは弁護士からの教唆によるものではありません。

- 本公示は、被告であるバンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイおよびバークレイズ銀行 (Barclays Bank PLC)、バークレイズ・キャピタル (Barclays Capital Inc.)、シティグループ (Citigroup Inc.)、クレディ・スイス (Credit Suisse AG) ニューヨーク支店、ドイツ銀行 (Deutsche Bank AG)、ゴールドマン・サックス (The Goldman Sachs Group, Inc.)、米国HSBC銀行 (HSBC Bank USA, N.A.)、JPモルガン・チェース (JPMorgan Chase & Co.)、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド (Royal Bank of Scotland PLC) ならびにユービーエスAG (UBS AG) (総称して「和解被告」との間で、和解被告とBNPパリバ (B.N.P. Paribas SA)、ICAPキャピタルマーケット (ICAP Capital Markets LLC)、モルガン・スタンレー (Morgan Stanley & Co. LLC)、野村証券インターナショナル (Nomura Securities International, Inc.) およびウェルズ・ファーゴ・バンクNA (Wells Fargo Bank, N.A.) (「和解外被告」、以下和解被告と和解外被告を総称して「本件被告」)を相手取る集団訴訟に関して和解案に至ったことを通告するものです。
- 本訴訟は、本件被告が米国シャーマン法 (Sherman Act) 15 U.S.C. § 1の第1項に反してISDAFIX関連金融商品市場に影響を及ぼす反競争的行為を行ったとする申立てによるものです。本訴訟では、本件被告がコモドルにおいて不正な利益を獲得し、また本件被告の反競争的行為によりISDA基本合意書に違反したとする申立ても含まれます。本訴訟は、ISDAFIX関連金融商品の取引を行った本件対象者を代理して提起されたものです。本件被告は不正を行ったことについて否定していません。
- 和解案は10社の和解被告と合意に至っています。本訴訟は、和解外被告と引き続き係争中です。和解被告は合計4億850万ドル(「和解基金」)を支払うことに同意しています。何らかの金銭支払いを行う前に、本裁判所は和解を承認するかどうかを判断する聴聞会を行う予定です。一連の和解に対する本裁判所の承認は、和解被告に対し関連するすべての請求を解決せしめるものとなります。
- 集団原告と和解被告とは、和解被告を相手取る裁判で集団原告が勝訴した場合に勝ち取るであろう金銭の額面について合意に至っていません。
- 貴殿の法的権利は、貴殿が行動するか否かに係わらず影響が生じる場合があります。本公示書の内容をすべて必ずお読みください。
- この訴訟を所管する裁判所は、和解を承認するか否かを決定する必要があります。和解金の支払いは、本裁判所が和解を認めた後、控訴がある場合は控訴が解決した後に行われます。

本裁判所は、貴殿および和解集団を代理する弁護士を、以下のとおり任命しています。

ダニエル L. ブロケット  
(Daniel L. Brockett)  
Quinn Emanuel Urquhart  
& Sullivan, LLP  
51 Madison Avenue, 22nd Floor  
New York, NY 10010

デビッド W. ミッチェル  
(David W. Mitchell)  
Robbins Geller Rudman  
& Dowd, LLP  
655 West Broadway, Suite 1900  
San Diego, CA 92101

クリストファー M. バーク  
(Christopher M. Burke)  
Scott+Scott,  
Attorneys at Law, LLP  
61 Broadway, Suite 501  
San Diego, CA 92101

**本和解における貴殿の法的権利と選択肢**

<b>和解金請求証明書の提出</b>	貴殿が和解基金の一部を受け取る唯一の方法。
<b>自己除外</b>	何らの支払いも受け取りません。これは、この訴訟に関わる法的請求について本和解被告を相手取る本件以外の訴訟に今後関わって行く上では、貴殿に認められる唯一の選択肢となります。
<b>意見または異議</b>	貴殿が和解を希望する、または希望しない理由を裁判所に書面で伝えます。
<b>聴聞会に出席する</b>	和解の公平性について裁判所での発言を申し出ます。
<b>何もしない</b>	何も支払いも受け取らず、この訴訟に関わる法的請求に関して和解被告を相手取る別の訴訟に関わる権利を一切断念することとなります。

## 本公示の内容

	ページ
基本情報	3
1. なぜこの公示が送られてきたのでしょうか？	3
2. この訴訟は何についてですか？	3
3. なぜ集団訴訟なのですか？	4
4. なぜ和解に至ったのですか？	4
誰が和解に参加できるのですか？	4
5. 自分が和解の対象かどうかをどうやって判断できますか？	4
6. この和解の対象になっているのはどのISDAFIX関連金融商品ですか？	4
7. 和解集団に含まれないようになる例外はありますか？	5
8. 自分が和解集団に含まれるかどうか、いまだに確信が持てない場合はどうすればいいですか？	5
和解による便益	5
9. 和解によって何がもたらされるのですか？	5
10. 和解金の減額や、和解の取消しができますか？	6
11. 私は支払いを受ける対象ですか？	6
12. 支払いを受け取る方法は？	6
13. 支払われる時期はいつですか？	7
14. 支払いを受け取ることや和解集団に留まることで、何を断念することになりますか？	7
和解からの自己の除外	7
15. 和解集団に含まれることを希望しないどうなりますか？	8
16. この和解から離脱する方法は？	8
17. 自分を和解集団から除外させても和解金は受け取れますか？	8
18. 自分を和解集団から除外させても和解に意見を述べることができますか？	8
和解に意見を述べる、異議を唱える	8
19. 裁判所に和解についての自分の意見を述べる方法は？	8
20. 異議申立てと、自己除外の違いは？	9
貴殿を代理する弁護士	9
21. この訴訟において、自分には弁護士がつきますか？	9
22. 弁護士への支払いは？	9
裁判所による公平性聴聞会	9
23. 和解を承認するか否かについての裁判所の決定は、いつどこで行われますか？	9
24. 聴聞会に出席しなければなりませんか？	10
25. 聴聞会で発言できますか？	10
何もしない場合	10
26. 本件について何もしない場合どうなりますか？	10
詳細情報の入手	10
27. 詳細情報を入手する方法を教えてください。	10

## 基本情報

### 1. なぜこの公示が送られてきたのでしょうか？

この公示を受け取ったのは、貴殿がそれを依頼したか、または貴殿が2006年1月1日から2014年1月31日までの間に適格ISDAFIX関連金融商品について契約締結したか、解決、解約、取引実行、または保有した支払いの受領や支払い実行をした可能性があり、貴殿がこの訴訟の和解集団のメンバーの可能性をあることを記録により示されているからです。ISDAFIX関連金融商品の用語の定義は、本公示の1ページ目に記載されています。

貴殿は、裁判所が和解案を承認するかどうか決定する前に、本訴訟と貴殿の法的権利および選択肢について知る権利があります。裁判所が和解を承認し、異議申立てまたは控訴が解決した後は、裁判所が任命した行政官が和解で認められた支払いを行います。この公示は、本件の訴訟、和解案、貴殿の法的権利、該当する便益の内容、便益を受ける資格のある人物、便益の受領方法について説明するものです。

貴殿がこの公示を受け取ったものの、この公示に記載される適格取引（後述）が最終受益者を代理して実行されたものである場合、この公示を添付書類とともに当該最終受益者に転送していただきますようお願いいたします。あるいは最終受益者の氏名および住所一覧を請求行政官に送付していただければ、行政官が最終受益者に公示いたします。不明点等がある場合は、請求行政官に連絡してください。

### 2. この訴訟は何についてですか？

本訴訟は、本件被告が米国シャーマン法 (Sherman Act) 15 U.S.C. § 1の第1項に反してISDAFIX関連金融商品市場に影響を及ぼす反競争的行為を行ったとする申立てによるものです。本訴訟では、本件被告がコモドルにおいて不正な利益を獲得し、また本件被告の反競争的行為によりISDA基本合意書に違反したとする申立ても含まれています。本訴訟は、ISDAFIX関連金融商品の取引を行った特定の本人対象者を代理して提起されたものです。本件被告は不正を行ったことを否定しています。

この訴訟を所管する裁判所は、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所です。本件はアラスカ・エレクトリカル・ペンション・ファンド他 対バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ他、主要訴訟番号14-cv-7126 (JMF)と呼ばれます。

「集団原告」と呼ばれるこの訴訟を求める主体は、アラスカ・エレクトリカル・ペンション・ファンド、エルステ・アップヴィックルングスアンシュタルト (Erste Abwicklungsanstalt)、ジェネシー郡従業員退職システム (Genesee County Employees' Retirement System)、ペンシルバニア・ターンパイク委員会 (Pennsylvania Turnpike Commission)、ポルティゴンAG (Portigon AG)、コネチカット州ニューブリテン市、ペンシルバニア州モンゴメリー郡、およびペンシルバニア州ワシントン郡からなっています。

集団原告の申立ては、複数ある中で特に、本件被告は共謀して金利デリバティブ市場で使用される世界的ベンチマーク指数である米ドルの「ISDAFIX」を操作したとするものです。集団原告は、本件被告は金利デリバティブ市場で圧倒的立場にある銀行14行、ならびに本集団和解期間中にISDAFIX設定業務管理をした業者間売買業者であるアイキャップ (ICAP) であると申し立てています。集団原告は、概して、本件被告は自分たちのデリバティブポジションで上述の無競争の利益を確保するようにISDAFIXレートを不正に操作したと申し立てています。

集団原告は、本集団和解期間においてISDAFIXレートは、被告であるICAPが管理する2段階処理により様々な通貨と満期で日々設定、掲示されていたと申し立てています。集団原告によると、このレートは固定金利から変動金利への変動標準スワップ (standard fixed-for-floating interest rate swap) の固定金利部分に対し1日のうち特定の時刻に為替相場の最新の仲値を表示されるように設計されたレートとのことです。最初に、ICAPはその時点での自社の米ドル金利スワップの平均売買レート見積りを反映させるように設計されていた「参照レート」の計算を午前11時に開始。次に、ICAPはこの参照レートを本件被告である各銀行に配布し、各行の売買スプレッドの得票計算をし、この結果を使用して公表するISDAFIXレートを計算。

集団原告の申立てではさらに、本件被告は米ドルISDAFIXレート設定業務のこれらの両方の手順を本集団和解期間にわたり操作していたとのことです。集団原告は、本件被告は最初に参照レートに影響を与える目的で取引を実行し、次に本件被告間の合意に基づいて自行の実際の各レートを提示せず、自行の真実の売買スプレッドに一致するか否かに係わらずICAPの参照レートを受け入れたと申し立てています。さらに集団原告の申立てでは、突き詰めると本件被告は同様の提示をほぼ毎日数年間にわたり行っていたが、これについて統計を取るのには事実上不可能であるとのことです。

申立てにある本件被告の不正行為の結果、集団被告（およびその他の人々）は本件被告により損害を被ったと申し立てています。例えば、この事例に限定されませんが、ISDAFIXレートが人為的な水準に設定されていたのであれば、ISDAFIXレートに連動していた支払取引は影響を被っていたはずであると集団被告は申し立てています。さらに集団被告は、その他の取引（スワップなど）でも、金融商品の価格設定がこのように操作されていた影響により打撃を受けていたはずだと申し立てています。

上述のとおり、本件被告は不正を行ったことを否定しています。



### 3. なぜ集団訴訟なのですか？

集団訴訟は、2～3名の代表的原告が本人および同様の状況にあり、被告に対して同様の請求を有する他の人々（すなわち、集団）を代理して行う訴訟です。原告、裁判所、および集団を代理するため任命された弁護士全員が、集団メンバー全員の利益が正当に代理されているかどうかを確認する責任を負います。

重要なことは、集団メンバーは集団の弁護士費用および訴訟費用について個人的に責任を負わないことです。集団訴訟では、弁護士費用と訴訟費用は一般に和解基金（または裁判所の裁定額）から支払われ、裁判所の承認を得る必要があります。回収額がない場合、弁護士に支払いは行われません。

本件において、和解被告と和解案に応じた場合のように、集団原告が和解に応じた場合、裁判所は集団メンバーに和解通知が送達され、聴聞会の機会が与えられることを要請します。次に裁判所は、和解が集団メンバーにとって公正で合理的かつ妥当であるかどうかなどを判断する聴聞会を開きます。

### 4. なぜ和解に至ったのですか？

裁判所は、集団原告と和解被告のどちらも支持しませんでした。集団原告と裁判所が任命した集団原告側の弁護士（「集団弁護士」）は、この訴訟で争点となっている請求に関する事実および法律、ならびに和解被告の潜在的な抗弁について厳密に調査しました。この調査の結果、集団原告は、裁判になると相当な損害を被る可能性があると考えています。和解被告は、集団原告の請求には利点がないと考え、この請求は裁判前か裁判中、あるいは控訴において棄却されるだろうと信じています。和解被告は、第一裁判所または控訴裁判所は集団原告に対し、集団訴訟としてこの訴訟を争うことを止めさせるだろうと信じています。和解被告は、集団原告は集団が何らかの損害を被ったことを立証できないだろう、そうなった場合、集団は得るものが何もないと信じています。

こうした争点の中で、和解被告を相手取る請求については何も確定していません。長い時間を要した、対等な立場での細部にわたる交渉を重ねた結果、集団原告と和解被告は本件について和解することに合意しました。和解被告は本件を解決するため合計4億850万ドル（「和解基金」）を支払うことに同意しました。和解が承認された場合、両当事者は裁判や控訴前後にまつわる費用や不利な結果を招く危険性を避ける方針です。これにより、有効な和解金請求証明書を提出した和解集団メンバーは補償金を受け取るようになります。集団原告および集団弁護士は、和解することが和解集団メンバー全員にとっての最善策であると考えています。

#### 誰が和解に参加できるのですか？

### 5. 自分が和解の対象者かどうかをどうやって判断できますか？

裁判所は以下で構成される和解集団に対し、予備的認定をすでに行いました。

集団和解期間中にISDAFIX関連金融商品について契約締結したか、解決、解約、取引実行、または保有した支払いの受領や支払い実行をしたすべての本件対象者および会社。和解集団から除外されるのは、本件被告、および本件被告の従業員、関連会社、親会社、子会社、ならびに該当する場合は共謀者（修正訴状に氏名が記載されているかどうかを問わない）、米国政府、および規定されている権利放棄当事者全員。ただし、本投資ビークルは本件和解集団の定義から除外されません。

集団和解期間は、2006年1月1日から2014年1月31日までとなっています。貴殿がこの公示を受け取ったものの、該当取引が最終受益者を代理して実行されたものである場合、この公示を添付書類とともに当該最終受益者に転送していただきますようお願いいたします。あるいは最終受益者の氏名および住所一覧を請求行政官に送付していただければ、行政官が最終受益者に公示いたします。不明点等がある場合は、請求行政官に連絡してください。

### 6. この和解の対象になっているのはどのISDAFIX関連金融商品ですか？

一連の和解で対象としているのは米国ドルのISDAFIX関連金融商品で、本和解の対象になっているのは以下ですが、以下に限定されません。

- スワップ、スワップスプレッド、スワップ先物、バリエーションスワップ、ボラティリティスワップ、レンジアクルーアルスワップ、コンスタントマチュリティスワップ、コンスタントマチュリティスワップオプション、デジタルオプション、現金決済のスワップション、現物決済のスワップション、スワップ債先物、現金決済のスワップ先物、スティーブナー、フラットナー、インバースフローター、スノーボール、金利連動型ストラクチャー債、ならびにデジタルおよびコール可能レンジアクルーアル債うち、米国ドル建てまたは米国ドルの金利に関連するもの。
- その他、ISDAFIXベンチマークレートが参照される金融商品、商品または取引、およびISDAFIXベンチマークレートの決定または算定に関連する金融商品、商品または取引を含むがこれらに限定されない、何らかの方法でISDAFIXベンチマークレートに関連する金融商品、商品または取引をいいます。

ISDAFIXベンチマークレートとは、あらゆる米ドルISDAFIXレートおよび米ドルISDAFIXスプレッド、ならびに米ドルISDAFIX提示プロセスの中で頒布されるあらゆる「参照レート」を含む一切の米ドルISDAFIXのテナーと定義されています。

## 7. 和解集団に含まれないようになる例外はありますか？

はい。貴殿が本件被告、または本件被告の過去または現在の直接的または間接的親会社（持株会社を含む）、子会社、関連会社、提携会社（以上すべて、1934年米国証券取引所法に基づき公布された米国証券取引委員会規則12b-2の定義に基づく）、事業部門、合併事業、前任者、承継者、代理人、弁護士、法務その他の代表者、保険会社（再保険会社および共同保険会社を含む）、譲渡者、譲受者、ならびに前述の企業の現在または過去の従業員、役員、および取締役が該当する場合、貴殿は和解集団に含まれません。さらに、除外することが法により要請される人物も除外されます。

ただし、「投資ビークル」は和解集団から除外されません。本訴訟の一連の和解の目的上、投資ビークルとは、(1) 本件被告が直接的または間接的な利益を有するまたは有する可能性のあるミューチュアルファンドファミリー、為替取引ファンド、ファンド・オブ・ファンズ、およびヘッジファンド、ならびにこれらについて本件被告の関連会社が投資顧問として行動しているが、本件被告またはその各関連会社が過半数の所有者でないか、受益権の過半数を所有していないもの、および(2) 本件被告または本件被告の関連会社が投資顧問もしくは受託者として行動している従業員給付制度を含むがこれらに限定されない、投資会社またはプールされた投資ファンドを意味します。

## 8. 自分が和解集団に含まれるかどうか、いまだに確信が持てない場合はどうすればいいですか？

ご自分が和解集団に含まれるかどうか、いまだに確信が持てない場合は、通話料無料で質問することができます。電話番号 +1-844-789-6862 (米国内) または +1-503-597-5526 (米国以外) に連絡するか、以下のウェブサイトアクセスしてください。www.ISDAfixAntitrustSettlement.com for more information.

### 和解からもたらされる便益

## 9. 和解によって何がもたらされるのですか？

和解被告は和解集団に対して合計4億850万ドル支払う予定です。それぞれの和解被告が同意している和解額は以下のとおりです。

Bank of America	\$ 50,000,000
Barclays	\$ 30,000,000
Citigroup	\$ 42,000,000
Credit Suisse	\$ 50,000,000
Deutsche Bank	\$ 50,000,000
Goldman Sachs	\$ 56,500,000
HSBC	\$ 14,000,000
JPMorgan	\$ 52,000,000
Royal Bank of Scotland	\$ 50,000,000
UBS	\$ 14,000,000

この和解基金4億850万ドルに利息を上乗せし、税金、和解集団、請求行政官への連絡業務関連経費、裁判所の裁定による弁護士費用および経費、ならびに集団原告への奨励報酬を差し引いた金額が、有効な和解金請求および権利放棄証明書を提出した集団和解メンバー全員に均等に分配されます。

和解被告は確認的証拠開示を行うことにも同意しており、これについて集団弁護士は、集団原告が和解外被告に対する本件訴訟において請求を訴えていく上で支援材料となったこと、また今後も引き続き支援材料になるだろうと考えています。和解被告の確認的証拠開示義務には、裁判所命令および適用法に基づき、取引データ、書類、弁護士提言および証人インタビュー内容の提出が含まれます。

## 10. 和解金の減額や、和解の取消しができますか？

状況によっては、それぞれの和解被告は和解額を修正するようお願い出たり、和解を取り消したりする権利を有することもあります。和解額を減額するようお願い出たり、和解を取り消したりする権利は、それぞれの和解被告が締結する和解合意書の第10項に定められています。和解被告が、除外申請の合計が和解における補償金に適切となる集団和解期間における取引の大部分を占め、かつ当該除外が和解被告にとって和解金額の大幅な減額を生じせしめると主張する場合、和解被告はかかる問題を合同選任された仲裁者に委ねる選択肢を有します。仲裁者が和解額は減額妥当と決定した場合、和解額が減額される場合があります。

減額の代わりに、和解被告は仲裁者に取消し申請を行い、和解の取消しを求める場合もあります。取消し申請が行われると、仲裁者は、取消し申請を行う和解被告にとって上述の減額救済措置が和解の本質的便益を維持するに不十分であるかどうかを判断することになっています。和解が取り消されると、両当事者は和解合意書締結時点の立場に戻ります。

和解被告が和解合意書第10条を取り消さない場合、すべての和解基金は「復帰不可能」となります。これは、和解被告が和解基金のいかなる部分も回収する権利を有さないことを意味します。

## 11. 私は支払いを受ける対象ですか？

貴殿が和解集団のメンバーで、和解集団からの離脱を選択しない場合、貴殿は和解金請求証明書を申請し、和解で得た金銭に対する貴殿の持ち分を受け取る資格があります。和解金請求証明書を申請しない場合は、和解による支払額を受け取りません。

貴殿への支払額は、裁判所が承認する分配計画によって決定されます。分配計画では現在、正味和解基金を2つのプール（「A」および「B」）に配分しています。

プールAは、1つ以上のISDAFIXレートに直接連動していたISDAFIX関連金融商品が対象です。プールBには、これ以外のすべてのISDAFIX関連金融商品が含まれます。プールBの配分は、さらに4つの従属グループに分けられます。プール B.1には、変動金利への変動標準スワップ（standard fixed-for-floating interest rate swap）のうち、変動金利部分が米ドルLIBORを参照するとともに、事前定義の条件を満たした場合に金利スワップの引き渡しが発生する一連の金利デリバティブを参照するものが含まれます。プールB.2には、国債固定インカム証券（Treasury-fixed income securities）、または引き渡し可能なこの証券の派生金融商品（国債先物契約など）が含まれます。プールB.3には、ユーロドル先物契約、またはこの契約商品の引き渡しを提供する派生金融商品（ユーロドルオプションなど）が含まれます。プールB.4には、上記のいずれにも該当しないISDAFIX金融商品が含まれます。

各取引は、取引が該当する同じプールおよび従属グループに割り当てられている正味和解基金部分に対する請求の根拠のみを形成します。分配計画では、それぞれの有資格取引に対して、以下に基づいて相応する加重を割り当てます。(a) 取引の利息支払いの根拠となる金額（「取引名目元本」）、(b) 取引のISDAFIXレートおよび市場スワップレートに対する経済的感応度（「経済倍率」）、および(c) この種の取引から生じる請求が裁判で直面する可能性のある危険性の相対的度合い（「訴訟倍率」）。よって特定の取引の取引請求金額は、取引名目元本 x 経済倍率 x 訴訟倍率 で求められます。

分配額は、かかる加重割当後は、プールごと／従属グループごとに比例配分で計算されます。例えば、プールAに該当する貴殿のすべての取引の回収額は、(a) プールAの正味和解基金の金額に(b) プールAに含まれる和解集団メンバー全員の取引請求額に占めるプールAに含まれる貴殿のすべての取引請求額の割合を乗じて算定されます。

分配計画および和解手続きに関する詳細や定期的情報更新については、和解関連ウェブサイト（[www.ISDAfixAntitrustSettlement.com](http://www.ISDAfixAntitrustSettlement.com)）にアクセスするか、請求行政官（以下の電話番号）に連絡してください。 +1-844-789-6862（米国内）または +1-503-597-5526（米国外）。

## 12. 支払いを受け取る方法は？

受給資格を得るには、和解金請求証明書を請求行政官に提出しなければなりません。和解金請求証明書は本公示に添付されています。和解金請求証明書は、和解に関する以下のウェブサイトからオンラインで入手するか



(www.ISDAfixAntitrustSettlement.com)、以下の番号に電話して請求行政官から入手できます。+1-844-789-6862 (米国内) または +1-503-597-5526 (米国以外)。指示事項を慎重に読んでから証明書用紙に記入し、記載されるすべての書類を添付し、署名してから提出してください。和解金請求証明書は、**2018年7月16日**までに電子申請する必要があります。

### 13. 支払われる時期はいつですか？

裁判所は**2018年5月30日**に聴聞会を開き、和解案を承認するかどうかを決定する予定です。裁判所が和解を承認した後、控訴される可能性があります。こうした控訴をいつ頃解決できるかについては、常にいつでも不明瞭です。解決には往々にして時間がかかり、1年以上を要する可能性もあります。ご容赦願います。

### 14. 支払いを受け取ることや和解集団に留まることで、何を断念することになりますか？

ご自分で除外しない限り、貴殿は和解集団に留まります。これは、この訴訟の法的争点について貴殿が和解被告または権利放棄銀行当事者を相手取り別の訴訟で訴追する、または訴追を継続すること、もしくは別の訴訟に関わることが禁じられることを意味します。さらに、本件の裁判所によるすべての命令が貴殿に適用され、貴殿を法的に拘束することを意味します。和解合意書に記載のように、各権利放棄当事者は、和解の有効日に、(i) 権利放棄当事者が権利放棄証明書を発行、提出しているか否かに係わらず、権利放棄銀行当事者に対するすべての権利放棄集団請求を法の許す最大限度まで全面的、最終的、および永久的に差し控え、放棄、断念し、取り下げるとみなされるものとし、かつ最終判決および棄却命令の運用により、当該差し控え、放棄、断念、取り下げを行うものとし、(ii) いかなる権利放棄銀行当事者に対しても方法の如何を問わず権利放棄集団請求を訴追することが永久的に禁じられるものとし、また各権利放棄当事者は、(iii) 権利放棄請求に関していかなる権利放棄銀行当事者を相手取り訴追しないこと、あるいはいかなる手段によっても権利放棄集団請求に関連する権利放棄銀行当事者を相手取る訴追を開始するまたは継続している第三者を支援しないことについて同意し、誓約します。

「権利放棄集団請求」という用語は、和解合意書に定義されています。これは、「権利放棄(銀行)当事者に対する、「未知の請求」、訴訟原因、交差請求、反対請求、告訴、賠償責任、要求、判決、控訴、義務、債務、相殺、回収権、または集団であるか個人であるかを問わず、法であるかエクイティ法であるかを問わず、憲法、法、規則、法令、契約またはその他の本質により生じたか否かを問わず、本質の如何を問わない(ただし額面がある)義務に対する責任、ならびに都度発生する手数料、費用、違約金、罰金、負債、経費、弁護士費用、および損害に対する責任、および既知であるか未知であるかを問わず、疑わしいか疑わしくないかを問わず、主張の有無を問わない、権利放棄集団当事者が典型的に、派生的に、あるいはその他の立場に関連してこれまで有していた、現在有している、今後有し得る、有するべきとされる、有する可能性のあるあらゆる性質の責任(連帯責任および個別責任を含む)を含むあらゆる形態の請求のうち、以下を含むが以下に限定されず本件訴訟の事実認定に関連して生じるものを意味します。すなわち、(1) ISDAFIXベンチマークレートの設定、提示、または申立の操作に関連するあらゆる行為、(2) ISDAFIXベンチマークレートに関する、いかなる噂される共謀、結託、または違法な金儲け行為とされる行為、またはその他の不法行為、(3)CFTC命令に記載される、またはCFTCに記載のものに類する種類のISDAFIXベンチマークレートの設定、提示または申立てられている操作に関連するあらゆる行為、(4)ISDAFIXベンチマークレートに影響を与える、またはこのレートにより便益を得ることを意図していた、またはこうした意図があったと報告されている、もしくは申立てられている商品(金利スワップ、スワップスプレッド、スワップ先物、スワップション、ユーロドル先物、および米国債を含むがこれらに限定されない)について権利放棄(銀行)当事者または当該当事者の代理者が行った買い注文、売り注文、または売買、(5) ISDAFIXベンチマークレートに基づいて権利放棄UBS当事者とその他の本件対象者または法人との間で行った金利スワップまたはスワップションに係わる顧客の身元情報、売買パターン、ネットポジションまたは注文を含むがこれらに限定されない顧客情報もしくは秘密情報の音声、電話、チャットルーム、インスタントメッセージ、電子メールまたはその他の方法による共有またはやりとり。明瞭性を期すために付言すると、上記の権利放棄は、(a) 本件訴訟の事実認定に基づかない、ISDAFIX関連金融製品に関する商業上の一般的な紛争を放棄するものではなく、(b) 本件和解の執行に関連する請求を放棄するものでもなく、(c) ISDAFIXベンチマークレートに影響を生じさせる以外の目的のみで行われたと申立てられる操作行為(国債入札にまつわる米国債市場を操作する目的のみで行われたと申し立てられる行為を含むがこれに限定されません)に起因する請求を放棄するものでもありません。

本項で使用されるその他の用語は、和解合意書で定義されています。この合意書は以下のウェブサイトからアクセス可能です。[www.ISDAfixAntitrustSettlement.com](http://www.ISDAfixAntitrustSettlement.com)。

貴殿が和解被告および権利放棄当事者に対して断念した請求内容も和解同意書第7項に記載されています。これは和解ウェブサイト [www.ISDAfixAntitrustSettlement.com](http://www.ISDAfixAntitrustSettlement.com) から入手可能です。または請求行政官(以下の電話番号)に連絡してください。+1-844-789-6862 (米国内) または+1-503-597-5526 (米国以外)。貴殿がご自分を除外しない限り、貴殿が後日に請求を申請するか否かに係わらず、これに該当する請求または和解合意書に記載される請求について「権利を放棄」することとなります。

#### 和解からの自己除外

一連の和解からの支払いの受け取りを望まない場合、および本訴訟における法的問題に関し和解被告を独自に訴える、または訴え続ける権利を留保したい場合は、この和解集団から自己を除外する手続きを踏む必要があります。これは和解集団からの自己除外といえます。また「オプトアウト」と呼ばれる場合もあります。



## 15. 和解集団に含まれることを希望しない場合はどうなりますか？

和解集団から自己除外またはオプトアウトすることを決めた場合、貴殿は本件の和解で解決されている請求に対して独自に和解被告またはその他の権利放棄当事者を訴追することについて何ら制約を受けないこととなります。ただし、貴殿は本件の和解による金銭を何も受け取ることはなく、集団弁護士は和解被告を相手取るいかなる請求についてもはや貴殿を代理することはありません。しかし集団弁護士は、和解外被告を相手取る係争中の訴訟では引き続き貴殿の代理を務めます。貴殿がメンバーとなっている和解集団からご自身を自己除外すると、貴殿は10件の和解すべてから除外されることとなります。一連の和解から金銭を受け取ることを希望される場合は、自己除外はしないでください。

## 16. この和解から離脱する方法は？

請求行政官に除外申請書を送達すると自己除外またはオプトアウトできます。除外申請は、(a) 書面で、(b) 貴殿または貴殿の正式代表者が署名し、(c) 最低でも貴殿の氏名、住所、電話番号を記載し、(d) 和解集団メンバーである証拠を織り込み、(e) 貴殿が受領した和解金請求証明書（該当する場合）に印字される請求番号を記載し、(f) 「私/私たちはここに、私/私たちがISDAFIX反トラスト法訴訟において提案されている本和解集団から除外されることを申請します」という文言に実質的に該当する文面を記載し、署名したものを織り込む必要があります。和解集団のメンバーであることの証拠には、売買確認書、取引報告書、勘定明細書、または和解集団のメンバーであることを裏付けるその他の書類が該当します。

電話や電子メールでは、自己除外はできません。書面を郵送する必要があります。自己除外が認められるには、貴殿は除外申請書を**2018年4月30日**までに（消印有効）以下の住所の請求行政官宛に郵送する必要があります。

*Alaska Electrical Pension Fund et al. vs. Bank of America et al.*  
c/o Epiq Systems Inc.  
P.O. Box 2000  
Portland, OR 97208-3775  
U.S.A.

貴殿が自己除外を申請すると、貴殿は和解金を受け取らないこととなり、和解について意見を述べることも異議を申し立てることもできなくなります。貴殿は、和解もしくは本訴訟で生じる何ものにも法的に拘束されることがなくなります。

## 17. 自分を和解集団から除外させても和解金は受け取れますか？

いいえ。金銭的便益は一切受け取ることはなくなります。

## 18. 自分を和解集団から除外させても和解に意見を述べることができますか？

いいえ。和解から自己除外した場合、貴殿はもはや和解集団のメンバーではなくなり、和解のいかなる側面においても意見を述べたり、異議を唱えることはできません。

### 和解での意見発言または異議申立て

## 19. 裁判所に和解についての自分の意見を述べる方法は？

貴殿が和解集団メンバーで、自己除外していない場合、貴殿は和解についてどう考えているかを裁判所で発言することができます。貴殿は、一連の和解、分配計画、弁護士費用および経費に対する要求、および和解集団を代表する集団原告への奨励報酬に対する要求のあらゆる部分について意見を述べたり、異議を唱えたりすることができます。貴殿は、これらについて裁判所が承認すべき/承認すべきではないと考える理由について、自分の意見を述べるすることができます。裁判所は、貴殿の考えを考慮します。

貴殿が意見を述べるまたは異議を唱えることを希望する場合、これを書面に記載し、以下の住所に郵送して申請する必要があります。貴殿の意見または異議には以下を含めなければなりません。(a) 公平性聴聞会に貴殿が実際にまたは弁護士を介して出廷する意向があるかどうか（出廷すれば貴殿の異議を裁判所が考慮するというものではありません）、(b) 和解集団のメンバーであることの証拠、および(c) 異議申立ての具体的根拠、貴殿が出廷し質問されたい理由、および貴殿が裁判所に考慮してもらいたいことを希望するすべての書類または書面。和解集団のメンバーであることの証拠には、売買確認書、取引報告書、勘定明細書、または本和解集団のメンバーであることを裏付けるその他の書類等が該当します。

電話や電子メールで貴殿の意見を述べたり、異議を申し立てることはできません。考慮されるには、貴殿は異議を本件裁判所の以下の住所宛に**2018年4月30日**までに郵送で申請しなければなりません。

The Honorable Jesse M. Furman  
Thurgood Marshall  
United States Courthouse  
40 Foley Square  
New York, NY 10007

貴殿が上記の方法で意見または異議の提起を期日までにできない場合、貴殿の見解は本件裁判所でも、控訴裁判所でも考慮されません。

## 20. 異議申立てと、自己除外の違いは？

異議申立てとは、単に、和解の何かに関して貴殿の意向に沿わない部分がある旨を伝えることです。異議申立てができるのは、和解集団に留まっている場合に限られます。自己除外とは、裁判所に対して和解集団のメンバーに含まれることを希望しない旨を伝えることです。自己除外すると、その後において貴殿に和解の影響は及ばなくなるため、異議を申し立てる根拠を失います。

### 貴殿を代理する弁護士

## 21. この訴訟において、自分には弁護士がつきますか？

はい。本裁判所が貴殿および和解集団を代理する以下の3名の弁護士を任命しています。

ダニエル L. ブロケット (Daniel L. Brockett)  
Quinn Emanuel Urquhart & Sullivan, LLP  
51 Madison Avenue, 22nd Floor  
New York, NY 10006

デビッド W. ミッチェル (David W. Mitchell)  
Robbins Geller Rudman & Dowd LLP  
655 West Broadway, Suite 1900  
San Diego, CA 92101

クリストファー M. バーク (Christopher M. Burke)  
Scott+Scott, Attorneys at Law, LLP  
61 Broadway, Suite 501  
San Diego, CA 92101

これらの弁護士は集団弁護士と呼ばれます。集団弁護士は、和解基金から弁護士費用と経費の支払いを行ってもらうよう本件裁判所に申請します。貴殿は、これ以外に集団弁護士の役務に対する請求は受けません。独自の弁護士による代理を希望する場合は、自己負担で弁護士を雇用することもできます。

## 22. 弁護士への支払いは？

今日までのところ、集団弁護士には何らの弁護士費用も支払われておらず、この訴訟に関連する経費の払い戻しも行われていません。弁護士費用と経費払い戻しは、本裁判所が金額について公正で合理的だと承認した場合のみ認められます。和解合意書では、集団弁護士は和解基金の中から弁護士費用と経費払い戻しを認めるよう裁判所に申請できると規定されています。公平性聴聞会の前に、集団弁護士は、和解基金の30%を限度とする弁護士費用、および訴訟費用払い戻し、ならびに和解基金が基金設立日から弁護士費用および経費支払い日までに稼得する利息と同じ料率で稼得される弁護士費用の利息について申請を行う予定です。集団原告もまた、奨励報酬の申請を行う可能性があります。これは、集団原告が和解集団を代理した際に費やした固有の労力や費用に対するものです。集団弁護士による弁護士費用および経費、ならびに奨励報酬の申請は、依頼を**2018年3月30日**に行った後、和解ウェブサイト上で手続き可能になります。

裁判所は、集団弁護士による弁護士費用および経費、ならびに該当する場合の奨励報酬に対する要求について、公平性聴聞会後に考慮します。

### 裁判所の公平性聴聞会

## 23. 和解を承認するか否かについての裁判所の決定は、いつどこで行われますか？

本裁判所は公平性聴聞会を**2018年5月30日午後3時30分**にニューヨーク南部地区連邦地方裁判所（所在地：Thurgood Marshall United States Courthouse, 40 Foley Square, Courtroom 1105, New York, NY 10007）で開きます。この聴聞会は、今後の通知なく日時が変更される場合があるため、旅程を行動に移す前に以下のウェブサイトを確認してください。[www.ISDAfixAntitrustSettlement.com](http://www.ISDAfixAntitrustSettlement.com) 公平性聴聞会において、裁判所はこの和解が公正、合理的、妥当かどうか、また分配計画が公正、妥当であるかどうか考慮します。さらに本裁判所は、集団弁護士に支払うべき金額について、また集団原告への訴訟費用および奨励報酬について承認するかどうかについて考慮します。意見や異議申立てがある場合、裁判所はこの時点でそ

れらについて検討します。聴聞会中あるいは聴聞会後に、裁判所は和解を承認するか否かを決定します。裁判所の決定が下されるまでどのくらいの所要時間になるかはわかりません。

## 24. 聴聞会に出席しなければなりませんか？

いいえ。聴聞会で裁判所が聞いてくる可能性のある質問に対する答えを集団弁護士が準備します。しかし、貴殿は費用を自己負担して聴聞会に出席しても結構です。意見や異議を送達済みでしたら、貴殿が裁判所まで来て説明する必要はありません。本公示に定める期日までに意見や異議を書面で郵送している場合、裁判所はこれを考慮します。貴殿は自分で弁護士を雇って聴聞会に参加させることもできます。これは必要ありません。

## 25. 聴聞会で発言できますか？

発言する許可は、公平性聴聞会において法廷に願ひ出ることができます。貴殿が公平性聴聞会に現れ、貴殿自身または貴殿が自費で雇った弁護士に意見または異議を唱えることを希望する場合、公平性聴聞会に出席したい旨を意見、異議の書面に記載する必要があります。貴殿の意見、異議の申請方法に関する詳細は、質問19をご覧ください。

### 何もしない場合

## 26. 本件について何もしない場合どうなりますか？

何もしない場合は、和解からの支払いを受け取れません。自己除外しない限り、本訴訟における法的問題に関して、今後一切、和解被告または権利放棄当事者に対する訴訟を起こしたり、継続したり、その他の訴訟に加わったりすることはできません。

### 詳細情報の入手

## 27. 詳細情報を入手する方法を教えてください。

この公示は、本件の和解を要約したものです。詳細は和解合意書に記載されています。和解同意書の完全な写しは、[www.ISDAfixAntitrustSettlement.com](http://www.ISDAfixAntitrustSettlement.com)から入手可能です。このウェブサイトでは、本件の一連の和解についてよくある質問に対する回答、和解金請求証明書、および貴殿が和解集団のメンバーであるかどうかや、貴殿が支払いを受け取る資格があるかどうかについて判断する上で役立つ情報が掲示されています。請求行政官（以下の電話番号）に連絡することも可能です。電話：+1-844-789-6862（米国内）または +1-503-597-5526（米国以外）。郵送の場合の宛先：

*Alaska Electrical Pension Fund et al. vs. Bank of America et al.*  
c/o Epiq Systems Inc.  
P.O. Box 2000  
Portland, OR 97208-3775  
U.S.A.

日付：2018年1月18日

本裁判所の命令による